

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州政府、南豪州全域を感染多発地域 (hotspot) に指定(7月 22 日(木)午前1時より施行)

2021年7月20日
在ブリスベン総領事館

●クイーンズランド(QLD)州政府、7月22日(木)午前1時より、南豪州全域を感染多発地域 (hotspot) に指定

7月20日(火)、QLD 州政府は、22日(木)午前1時より、南豪州全域を感染多発地域 (hotspot) に指定する旨発表しました。

本件に関しては、以下の州政府関連 HP 等(英文のみ)をご覧ください。

○本20日付州保健省ステートメント

<https://www.health.qld.gov.au/news-events/doh-media-releases/releases/sunshine-coast-exposure-sites-and-south-australia-hotspot-declaration>

○州政府指定感染多発地域 (hotspot) に関する最新情報

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19>

1 感染多発地域(ホットスポット)として指定する開始日時までに南豪州から入州したすべての者は、可能な限り早急に感染検査を受けなければならない、陰性の結果を確認するまで、自宅で隔離をしなければならない。

2 hotspot に過去14日間以内に滞在した場合、あるいは、hotspot に指定されて以降当該地域に滞在した場合(いずれか短い方)には、QLD 州民は入州が認められますが、同州民以外は特別許可を得る場合を除き、入州が認められない。また、hotspot から入州が認められる場合(QLD 州民含む)も、自己負担により州政府指定宿泊施設で14日間の隔離を行わなければならない。

3 本20日現在、ビクトリア州(VIC)全域及びニューサウスウェールズ(NSW)州シドニー大都市圏(Greater Sydney)、Central Coast、Blue Mountains、Wollongong 及び Shell Harbour の各地方行政区等が hotspot に指定されています。これら QLD 州政府の指定する hotspot については、以下の QLD 州政府関連 HP(英文のみ)をご確認ください。

・VIC 州

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19#lga-hotspots-identified-date>

・NSW 州

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19#lga-hotspots-identified-date>

なお、感染接触注意喚起については日々更新され、濃厚接触(close contacts)、偶発接触(casual contacts)、低リスク接触(low risk contacts)のいずれも対象場所、日時が更に大幅に増えていますので、御注意下さい。

最新の感染接触注意喚起は、以下のとおりです(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい(部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業(但し、1社1冊)には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい)。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html